平成２９年（フ）第２４１号
三重県いなべ市北勢町北中津原1572番地１
債務者　オリベイラ　サンドラこと　ＳＡＮＤＲＡ　ＭＡＲＩＡ　ＤＯＳ　ＳＡＮＴＯＳ　ＯＬＩＶＥＩＲＡ
１　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２４７号
三重県四日市市波木南台３丁目83番地
ヴューテラスM103
債務者　福田　優子
１　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２４９号
三重県四日市市西浦１丁目10番19号　メゾンムツミ50・５Ｂ－１
債務者　宮島　芳枝
１　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第９６号
滋賀県東近江市山上町407番地
債務者　内藤美津子
１　決定年月日時　平成30年２月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１２６９号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字北猪ノ阪37番地の３
債務者　白橋　淳平
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３２９号
京都府八幡市男山八望２番地－Ｃ19－208
債務者　濱中　広樹
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３９４号
京都府向日市寺戸町西野35番地の１　西野ハイツ　305号室
債務者　渡邉　千保
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５１号
京都市伏見区風呂屋町241番地　ヴィラ伏見503
債務者　黒崎　真幸
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６９９号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町２丁目６番18号
債務者　門脇　京子
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３４５号
奈良市横井２丁目293番地の３　改良住宅24号
債務者　南田　良一（旧姓山村）
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３８８号
奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目43番22号
債務者　石田　新一
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２９９号
愛媛県松山市東垣生町352番地１　エスポワールシティＡ202号
債務者　金窪　芹香
１　決定年月日時　平成30年２月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９号
長崎県対馬市峰町志多賀102番地
債務者　大地　文次
１　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成３０年（フ）第１８号
大分市大字畑中790番地の１（多々良ハイツⅡ202）
債務者　佐穂富美子
１　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１５９号
富山市吉岡390番地
債務者　新山　光蔵
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６０号
富山市吉岡390番地
債務者　新山美裕貴
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
富山地方裁判所民事部